

小学校施設整備指針改正案 新旧対照表

凡例:

下線部分 は今回改正する部分

黄色着色部分 は報告書記載事項のうち、現行の指針で対応済み部分

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|----------------|----------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保</p> <p>児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>また、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。</p> <p>さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。</p> <p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</p> <p>地域住民にとって最も身近な公共施設として、ま</p> | <p>2 (略)</p> | <p><共通>防災対策全体の記載</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>ちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や地域の防災拠点としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> | <p>ちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や高齢者福祉施設等との連携や地域の<u>避難所又は緊急避難場所</u> <u>(以下「避難所等」という。)</u>としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> | <p><避難所>避難所としての利用について記載 用語の適正化</p> |
| <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 耐震性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>(新設)</p> | <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、<u>非構造部材も含め</u>、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>(2)学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、児童等が津波等から緊急避難場所※へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。</p> <p>これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。</p> | <p><避難所>耐震性の確保 <非構造部材の耐震対策></p> <p><津波>津波に対する安全対策を選定し実施することが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---------------------------------|
| (新設) | <p><u>育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。</u></p> <p><u>※避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設(災害対策基本法第49条の7関係)</u></p> <p><u>(5)学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</u></p> <p><u>(6)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各階に標高表示を設置する等、日頃から児童等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。</u></p> | <共通>防災機能の整備と防災教育等との連携 |
| (新設) | | <共通>防災機能の整備と防災教育等との連携 |
| 5 施設のバリアフリー対応 | | |
| (1)障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。 | (1) (略) | <避難所>段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー化が重要。 |
| (2)学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発 | (2)学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時 | <避難所>用語の適正化 |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---------------------------------------|
| <p>生時には<u>地域住民の応急的な避難場所</u>としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3)既存学校施設のバリアフリー化についても、障害のある児童の在籍状況等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。</p> <p>(4)学校施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。</p> | <p>には<u>地域の避難所</u>としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p><避難所>バリアフリー化を進めておくことが重要。</p> |
| <p>6 環境との共生</p> <p>(1)環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。</p> <p>(2)施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、また自然と触れ合う機会が増えるよう計画することが重要である。</p> <p>(3)学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ることが重要である。</p> <p>(4)太陽光や太陽熱、風力、バイオマス※など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育で</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>の活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。</p> <p>※バイオマス・・・動植物に由来する有機物である資源。（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）</p> <p>（新設）</p> | <p><u>(5)断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合においても良好な温熱環境を確保する観点から有効である。</u></p> | <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分は断熱化を図っておくことが重要。</p> |
| <p>第3 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1)学校施設の計画に当たっては、学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画を行うことが重要である。</p> <p>(2)地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室についても計画することが重要である。</p> <p>(3)他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用、共同利用等を通じ有機的な連携につ</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>いて計画することが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。</p> <p>(新設)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、地域の<u>防災拠点としての役割について計画</u>する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2)多様な利用者を考慮し、安全面やバリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3) 学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。</p> | <p><u>(4)他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことも有効である。</u></p> <p>(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、地域の<u>避難所等としての機能を計画</u>する場合は、学校施設における児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> | <p><避難所>学校間や他の公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことは有効。</p> <p><避難所>地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有効。</p> <p>用語の適正化</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な計画の必要性</p> <p>(1)当該地域における中・長期の小学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(2)人口の自然増減や社会増減を検討して当該地域における児童数の将来動向を適確に推計し、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮しつつ、計画を進めることが重要である。</p> <p>(3)増築、<u>一部改築、改修等</u>の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画することが重要である。</p> <p>(4)施設部分等により予算科目、所管部課、整備時期等が異なる場合においても、相互に十分に調整し、総合的に計画することが重要である。</p> <p>2 施設機能の設定</p> <p>(1)児童数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模に応じ、室構成、室数等を決定すること</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)増築、<u>改築、改修等</u>の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から<u>計画し、これに基づき、計画的に実施</u>することが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(1)児童数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模に応じ、室構成、室数等を決定すること</p> | <p><老朽化対策></p> <p><法令改正に基づく修正></p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>が重要である。その際、<u>認定就学※を受けた障害のある児童の在籍状況又は他校からの通級による指導※の実施状況を考慮しつつ、室構成、室数等を決定するとともに、障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して、必要とする施設機能を設定することが重要である。</u></p> <p><u>※認定就学・・・学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）第5条第1項第2号に基づき、同令第22条の3（特別支援学校の就学基準）に該当する児童生徒について、市町村の教育委員会が当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者については、小学校又は中学校に就学させることとする制度。</u></p> <p>※通級による指導・・小学校又は中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（特定の小学校、中学校又は公共施設等）で受ける指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。</p> <p>(2)学習指導の内容及び方法について、指導計画の分析等により現状を詳細に把握し、また、将来にわたるそれらの展開等も検討し、必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。</p> | <p>が重要である。その際、<u>障害のある児童の在籍状況又は他校からの通級による指導※の実施状況を考慮しつつ、室構成、室数等を決定するとともに、障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して、必要とする施設機能を設定することが重要である。</u></p> <p><u>※通級による指導・・小学校又は中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（特定の小学校、中学校又は公共施設等）で受ける指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。</u></p> <p>(2) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>(3)情報技術・機器の進展等も踏まえ、教育機器、教材等の種類、校内配置形態、利活用の方法等を検討し、必要とする施設機能を弾力的に設定することが重要である。</p> <p>(4)児童の人体寸法や動作領域に適合した家具の導入を考慮し、施設機能を設定することが重要である。また、学校開放などの際に使用する大人用の家具の導入についても計画することが望ましい。</p> <p>(5)児童の校内生活について、当該地域の気候風土や気候の季節的な変化への対応を考慮しつつ、生活行動及び生活領域を学年段階等に応じて具体的に検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。</p> <p>(6)会議等の回数及び規模、教務事務の内容について検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。</p> <p>(7)学校事務の内容、執務方式、使用する事務機器の種類、台数、配置及び利用の方法等を教育委員会事務局との役割分担等にも留意しつつ検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。</p> <p>(8)学校開放への要請の内容等を十分に分析し、学校教育への影響に配慮しつつ、学校開放の対象とする施設部分、時間帯等を決定し、柔軟に対応できるよう施設機能を設定することが重要である。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>4 長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>(1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>(2) 建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能なように計画する等、長期間建物を有効に使う計画を行うことが有効である。</p> <p>(3) 情報技術の進展等、今後のニーズの進展による既存施設の改修整備を見込んで、改修整備をしやすい施設となるよう計画することも有効である。</p> <p>(新設)</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。</u></p> <p><u>※長寿命化改修・・・物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</u></p> | <p><老朽化対策></p> |
| <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われる</p> | <p>(1) (略)</p> | <p><共通> 地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>よう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(2)開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。</p> | <p>(2)開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。<u>特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議することが重要である。</u></p> | <p><共通>地域住民や児童生徒等の意見を取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> <p><避難所>具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠。また、学校教育活動の早期再開が重要。</p> |
| <p>6 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>(1)当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつつ、これらの施設との有機的な連携について計画することが望ましい。</p> <p>(2)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2)学校と地域社会との連携を深め、<u>また地域防災力を強化する観点から</u>、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化</p> | <p><避難所>地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>第2章 施設計画 第1節 校地計画 第1 校地環境 1 安全な環境</p> <p>(1)洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p> <p>(2)建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壤であることが重要である。</p> <p>(3)危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。<u>また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。</u></p> <p><u>(4)周辺はできるだけ広い範囲で一定幅以上の道路に接することが望ましい。</u></p> <p>(5)死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。</p> | <p>について計画することは有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。</p> <p>(5) (略)</p> | <p>効。</p> <p><津波>津波に対して安全であることが重要。</p> <p><津波>高台移転を行う場合は、過大な造成を避けることが望ましい。</p> <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---------------------------------|
| <p>第2 周辺環境</p> <p>2 教育上ふさわしい環境</p> <p>(1)社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。</p> <p>(2)学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(4)興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。</p> <p>(5)射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。</p> <p>(6)その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化<u>等</u>に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗<u>関連</u>特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> | <p><法改正に基づく修正></p> |
| <p>第3 通学環境</p> <p>1 通学区域</p> <p>(1)児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保で</p> | (1)（略） | <p><津波>高台移転を行う場合は、通学距</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>きることが望ましい。</p> <p>(2)隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。</p> <p>(3)通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1)校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)建物相互間において、必要な隣棟間隔を確保することが重要である。</p> <p>(3)校舎、屋内運動施設等の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕等に必要な一定の空間を確保する</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(1)校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、<u>適切な規模の敷地の確保が困難なため</u>、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。</p> <p><u>(2)津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>離や学校と地域の関係を十分考慮することが重要。</p> <p><津波>高台移転を行う場合は、通学距離や学校と地域の関係を十分考慮することが重要。</p> <p><津波>津波対策として高層化する場合は、他の公共施設と複合化することも考えられる。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>ことが重要である。</p> <p>第4 その他の施設</p> <p>1 門</p> <p>(1)児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。</p> <p>(2)不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。</p> <p>(3)方位、位置等は、利用者が門から中に入った際に建物の出入口の位置を認識することができるよう設定することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u></p> | <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> |
| <p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)建物内及び建物内外の各空間相互間において、視覚的、感覚的な拡がりなどによる空間的な連続性や、学習活動の連続性などを確保することが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| (2)校舎廻りの屋外空間を学習・生活空間に積極的かつ効果的に取り入れた構成とすることが望ましい。 | (2)（略） | |
| (3)将来の学級数の変動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応することができるよう間仕切り壁の変更や教室等の増改築を考慮した計画とすることが望ましい。 | (3)（略） | |
| (4)普通教室の間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できる計画をすることが重要である。 | (4)（略） | |
| (5)他校の児童を対象とした通級による指導のための関係室を計画する場合は、来校する他校の児童、保護者等の利便等を考慮して、利用に供する空間の位置、範囲等を考慮して計画することが重要である。 | (5)（略） | |
| (6)学習・生活空間の面積配分及び位置は、防火上必要となる区画の設定に留意して計画することが重要である。 | (6)（略） | |
| (7)学校開放の内容、時間帯、地域住民の利用に供する空間の位置、範囲等を考慮して計画することが重要である。 | (7)（略） | |
| （新設） | (8) <u>避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するため、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。</u> | <避難所>避難所として利用される場合も、学校教育活動が早期に再開されることが重要。 |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(8)各室・空間において、コンピュータ等の情報機器の活用が可能となるよう校内の情報ネットワークを計画することが重要である。その際、無線による校内の情報ネットワークの導入を検討することも有効である。</p> <p>(9)社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化を計画する際には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(10)学校施設を高層化する場合にあっても、普通教室を高層階に設けないよう計画することが重要である。</p> | <p><u>なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。</u></p> <p>(9)（略）</p> <p>(10)（略），</p> <p>(11)（略）</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p> |
| <p>2 動線等</p> <p>(1)児童の各集団、教職員、学校開放における利用者、外部からの訪問者などが、まとまりのある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動することができるよう明確な動線を設定することが重要である。</p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合は、非常</p> | <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>時の迅速な避難のために複数の<u>避難動線</u>を確保する等, <u>避難動線</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(新設)</p> | <p>時の迅速な避難のために複数の<u>避難経路</u>を確保する等, <u>避難経路</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(3)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル, 校舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。</p> <p>(4)校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては, 想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお, 校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も, 段階的な避難を可能とするため, 屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。</p> <p>(5) (略)</p> | <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> |
| <p>(3)教材, 教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。</p> <p>(4)廊下等の移動経路は, その上・下部の空間が各種設備の配管, 配線等の有効な設置空間ともなることを考慮して設定することが望ましい。</p> <p>(5)他校の児童を対象とした通級による指導のための関係室を計画する場合には, 来校する児童, 保護者等が, 学校内のまとまりのある活動空間を遮ることなく円滑に移動することができるような動線を設定することが重要である。また, 来校する児童, 保護者等の動線が, 在籍している児童と交錯しないように区分したり, 専用の昇降口を設けたりするな</p> | <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> | <p><津波>避難する屋上や上層階が想定される津波等の水位以上の高さにあることが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>ど、独立した動線を設定することが望ましい。</p> <p>(6) 1階等に開放的な渡り廊下を設ける場合には、不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。</p> <p>(7)社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(8)学校施設を高層化する場合は、児童の教育活動が制限を受けたり、支障を生じないように計画することが重要である。</p> | <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p> |
| <p>第2 学習関係諸室</p> <p>2 普通教室</p> <p>(1)日照、採光、通風等の良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方位等を計画することが重要である。</p> <p>(2)同一学年の普通教室は、多目的教室の位置づけに留意しつつ、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。</p> <p>(3)各学年ごとの区画は、相互の視覚的な連続性やホール等共用する空間との連続性に留意して計画することが重要である。</p> <p>(4)同一区画にまとめた同一学年の空間が通過動線部分とならないよう計画することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>(5)低学年児童のための普通教室は、生活科のための施設、屋外の作業テラス、固定遊具の遊び場など低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめて計画することが重要である。</p> <p>(6)教室から直接行くことのできる屋外空間と連携した計画とすることも有効である。</p> <p>(7)各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとめを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>(8)「特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間」との関連を考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(9)障害のある児童が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ、後述の「4 特別支援学級関係室」や「5 通級による指導のための関係室」の内容を準用する。</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討し、特に幼稚園や小学校の場合は、日常の学校生活における校庭等との連続性に配慮することが重要。</p> |
| <p>第3 屋内運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模等を確保するとともに、必要に応じ、<u>地域の防災拠点</u>としての利用に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)校舎との連絡のよい位置に計画することが重要</p> | <p>(1)教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模等を確保するとともに、必要に応じ、<u>避難所等</u>としての利用に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> | <p><避難所>用語の適正化</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>である。</p> <p>(3)出入口及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、学校教育活動においてはもちろん学校開放時にも利用しやすいような規模、位置等を計画することが重要である。</p> | (3) (略) | |
| <p>2 屋内運動場</p> <p>(1)雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、クラブ活動等の内容などに応じ、必要な規模を計画することが重要である。また、同時使用時においても、相互の学習の効果を減じないよう遮音性等も考慮した計画とすることが有効である。</p> <p>(2)通風、換気及び自然採光を十分確保とともに、適切な室温を確保するように計画することが重要である。</p> <p>(3)更衣室、便所、運動器具庫等の附属施設と一緒に計画することが重要である。</p> <p>(4)儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保することが望ましい。また、必要に応じ各種情報機器の利用にも配慮することが有効である。</p> <p>(5)屋外運動施設と移動しやすく、かつ、相互に見渡すことのできる位置に計画することが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| (新設) | <p><u>(6)津波等災害時に、屋内運動場を避難所等として利用するために、上層階に計画することも有効である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要である。</u></p> <p>(1)児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>また、障害のある児童、教職員及び<u>学校開放時の高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要である。</u></p> <p>(2)低学年のための普通教室、特別支援学級、保健室等に近接した位置にもそれぞれ計画することが望ましい。</p> <p>(3)教職員用や外来者用の便所は、児童用とは別に、適切な位置に計画することが重要である。また、学校給食従事員の便所は、専用のものを計画することが重要である。</p> | <津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。 |
| 第5 共通空間 2 便所 (1)児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。 また、障害のある児童、教職員及び <u>学校開放時の高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要である。</u> (2)低学年のための普通教室、特別支援学級、保健室等に近接した位置にもそれぞれ計画することが望ましい。 (3)教職員用や外来者用の便所は、児童用とは別に、適切な位置に計画することが重要である。また、学校給食従事員の便所は、専用のものを計画することが重要である。 | <p>(1)児童の分布の状況及び動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>また、障害のある児童、教職員及び<u>学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画することが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <避難所>高齢者、障害者等の要配慮者の使用を想定し、洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要。 |
| 第6 クラブハウス（保護者や地域住民との連携協力の場） 1 共通事項 (1)学校・家庭・地域社会が連携協力するための情 | (1) (略) | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-------------|
| <p>報提供や連絡調整の場、P T A活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場として計画することが重要である。</p> <p>(2)地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、学校教育における利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮しつつ、開放状況等に応じ、室種類を適切に設定し、必要な規模を確保することが望ましい。</p> <p>(3)外部からの出入りに便利で、開放する特別教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。</p> <p>(4)開放する特別教室、屋内外の運動施設等からの連絡に留意しつつ、総合的に利用することのできる独立した施設として計画することも有効である。</p> <p><u>(5)必要に応じ、地域の防災拠点としての役割を果たすため、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p> | <避難所>用語の適正化 |
| <p>第9 管理関係室</p> <p>5 倉庫、機械室等</p> <p>(1)倉庫は、収納し、管理する物品等の現況及び将来の需要を十分検討し、物品の種類に応じ、必要となる空間を確保することが重要である。</p> <p>(2)各倉庫は、収納し、管理する物品等を使用する</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>(3)機械室、電気室等は、児童の学習・生活空間から離れ、サービスエリアから連絡のよい位置に計画することが望ましい。</p> | <p><u>(3)備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p> | <p><避難所>災害発生時の想定避難者数に応じて、想定される災害に対して安全な位置に十分な備蓄スペースを確保することが重要。</p> |
| <p>第4章 各室計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>5 安全・防犯対策</p> <p>児童が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるよう計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。</p> | <p>5 (略)</p> | <p><津波>教職員が不在時にもパニックオープンの仕組みの導入等により速やかな避難ができることが重要。</p> |
| <p>第3 屋内運動施設等</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(1)多様な運動種目を想定し、面積、長短辺寸法、天井高等を適切に計画することが重要である。</p> <p>(2)器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやす</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-------------|
| <p>いよう分類し保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(3)観覧のための空間を、必要に応じ、計画することも有効である。</p> <p>(4)上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さと強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ることが重要である。</p> <p>(5)儀式的行事、学芸的行事、各種集会、児童の学習・研究成果の発表等における利用も予定する場合は、ステージ、視聴覚教育メディア、照明機器、音響機器等の設置に十分配慮した面積、形状等を確保することが望ましい。</p> <p>(6)<u>災害時の避難場所</u>となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>3 屋内プール</p> <p>(1)水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。</p> <p>(2)低学年児童が楽しく遊ぶことのできるような形状等を工夫したプールを計画することも有効である。</p> <p>(3)水深については、急激な変化のない適切な深さ</p> | <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)<u>避難所</u>となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | <避難所>用語の適正化 |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>とするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。</p> <p>(4)適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。</p> <p>(5)プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。</p> <p>(6)附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、利用しやすいよう配置することが重要である。</p> <p>(7)必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。</p> <p>(8)湿気が流出しないような出入口等の位置、室構成等とすることが重要である。</p> <p>(9)災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</p> | <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9)（略）</p> | <p><避難所>災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため、プールの水を利用することは有効。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>1 昇降口、玄関等</p> <p>(1)出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入できる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積、形状等とし、障害のある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に支障のないようすることが重要である。</p> <p>(3)地域の気候的状況等に応じ、風除室を設けることも有効である。</p> <p>(4)交流の場としてふさわしい意匠に配慮した空間とすることが望ましい。</p> <p>(5)訪問者が利用する玄関及び学校開放用昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画することが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p><避難所>段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置など、バリアフリー化を進めておくことが重要</p> <p><避難所>外からの冷気等を防ぐために、風除室を設置することも有効。</p> |
| <p>2 便所、手洗い、流し、水飲み場等</p> <p>(1)水洗式で、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、清潔で使いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>(2)障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。</p> <p>（新設）</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者、</u>障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。</p> <p>(3)避難所となる場合には、災害時に便器が使用で</p> | <p><避難所>複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要。</p> <p><避難所>高齢者、障害者等の要配慮者の使用を想定し、洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要。</p> <p><避難所>複数の対策を組み合わせ、必</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(3)便所の手洗い部分を、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。</p> <p>(4)手洗い、流し等を設置する空間は、児童数、利用率等に応じた数の水栓を適当な間隔で設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(5)手洗い、流し等は、通行部分が濡れるような配置は避け、まとまりのあるコーナーとして計画することが望ましい。</p> | <p><u>きなくなることや、不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようにすることが重要である。</u></p> <p><u>また、災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | 必要なトイレ数を確保することが重要。 |
| <p>4 廊下、階段等</p> <p>(1)日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</p> <p>(新設)</p> | <p>(1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。</p> <p>(2) 階段は、児童が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの設置、床面の素材などに配慮することが重要である。</p> <p>(3)吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防</p> | <津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。 |
| (1)より分離・移動 | | <けあげ>一定の条件を満たせば、けあげが18cmまで可になる（従来は16cm以下）ことに伴う安全面の記載の追加 |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(2)廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。</p> <p>(3)廊下にベンチ等を配置するなどして児童の待ち合わせスペースを計画したり、学校紹介や児童の作品の展示のためのギャラリー等を計画することも有効である。</p> <p>(4)必要に応じ、車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積、形状のスロープを設けることが重要である。</p> <p>(5)エレベータを設置する際には、その円滑な利用のため、適切な面積のたまりの空間を計画することが有効である。</p> <p>(6)廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。</p> | <p><u>止のための防護措置を講ずることが重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> | <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、スロープを採用することが望ましい。</p> |
| <p>第5章 詳細設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)児童の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p><避難所>施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---------------------------|
| <p>挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。</p> <p>また、本来、児童が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。</p> <p>(3)地震、暴風時等における<u>家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下</u>を防止するため、<u>適切な仕様、工法</u>とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。</p> <p>(4)特に、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>第2 内部仕上げ</p> <p>2 材質</p> <p>(1)燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に、火気使用室、暖房器具の周辺などの天井、壁等の内装は、十分な防火性のある材質のものを使</p> | <p>(3)地震、暴風時等における<u>天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など、非構造部材等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法</u>とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--------------|
| <p>用することが重要である。</p> <p>(2)理科教室においては、耐薬品性のある材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(3)床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。</p> <p>(4)水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。</p> <p>(5)適度に吸音性のある材質のものを使用することが重要である。特に、面積の広い室・空間、大きな騒音の発生が予想される室・空間等については、十分な吸音性をもつ材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(6)汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。特に、食物を扱う室・空間、便所、洗面所、昇降口等の内装は、十分な耐汚性をもち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(7)壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質のものを使用すること</p> | <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> | <p>＜けあげ＞</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>が重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(8)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。</p> <p>(9)再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。</p> <p>(10)児童の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。</p> <p>3 天井、壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。</p> <p>(2)壁には、児童の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、児童の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。</p> <p>(3)柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取</p> | <p>(8)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。<u>このことは、避難所の居住空間における温熱環境の確保の観点からも望ましい。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。<u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p><避難所>避難所の寒さ対策として、内装木質化等の対策を講じることが重要。</p> <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。</p> <p>(4)運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。</p> <p>(5)音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁、天井等は、適度の遮音性をもつ仕様等とすることが重要である。</p> <p>(6)音楽的な活動及び音楽の鑑賞を行う室・空間は、天井・壁等の吸音・反射面を適切に処理することが望ましい。</p> <p>(7)教室前部の袖壁等は、教室前面への日光の直射を抑制することのできるような形状、寸法等とすることが望ましい。</p> <p>(8)建物の外気に面する壁、最上階の天井等を、必要に応じ、断熱化することも有効である。</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> | <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分は、断熱化を図っておくことが重要。</p> |
| <p>4 床</p> <p>(1)床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> | <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、スロープを採用することが望ましい。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|----------------|--|
| (2)障害のある児童、教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動できるよう、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。 | (2) (略) | <津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、スロープを採用することが望ましい。 |
| (3)結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。 | (3) (略) | |
| (4)運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。 | (4) (略) | |
| (5)校舎等の上に屋内運動場を計画する場合は、振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。 | (5) (略) | |
| (6)情報機器の導入が予想される場所には、必要に応じて、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。 | (6) (略) | |
| (7)階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。 | (7) (略) | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---------------------------|
| <p>第3 開口部</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)採光、通風、換気等を効果的に行うことのできる配置、大きさ、形式等とすることが重要である。</p> <p>(2)児童等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>破壊、脱落等</u>することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、児童の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(3)遮音、断熱等が必要な室・空間の開口部については、建具本体、建具本体と枠との取り合い部分等に十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ断熱仕様の建具とともに有効である。</p> <p>(4)奥行きの深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、保温等の環境条件の確保に特に留意し窓等の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(5)ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないよう、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。</p> <p>また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚し</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2)児童等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>脱落・破損等</u>することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、児童の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>て衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。</p> <p>(6)扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。</p> <p>2 窓</p> <p>(1)利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるよう、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。</p> <p>(2)児童の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、児童の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。</p> <p>(3)日射の強さや方向、室内の活動等の状況に応じ日照を調節することのできるよう庇の形状、ガラスの選定等について検討することが望ましい。</p> <p>(4)学習内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には、外部からの光を適宜遮断するとのできるような設備等を設けることが望ましい。</p> <p>(5)窓による自然換気を計画する場合には、位置、開閉の方法等に留意し、有効な開口面積を確保することのできる形式とすることが重要である。</p> <p>(6)墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に</p> | <p>(6)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)窓による自然換気を計画する場合には、位置、開閉の方法等に留意し、有効な開口面積を確保することのできる形式とすることが重要である。<u>また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。</u></p> <p>(6)（略）</p> | <p><避難所>窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、児童の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。</p> <p>(7)庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。</p> <p>(8)天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。</p> <p>(9)人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> | |
| <p>3 出入口</p> <p>(1)出入口の幅は、非常時の児童の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> | <p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画することが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないよう敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(2)出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。</p> <p>(3)屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(4)屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、児童に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。</p> <p>第4 外部仕上げ 3 屋根、外壁等 (1)剥落するおそれのない工法とすることが重要で</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要で</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>ある。</p> <p>(2)児童の活動空間に面する部分は、児童の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、児童の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。</p> <p>(3)芸術的、文化的なシンボル性を取り入れた計画とすることが望ましい。</p> <p>(4)屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で、外壁、屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。</p> <p>(5)犬走りやテラスその他児童が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。</p> | <p>である。<u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分は、断熱化を図っておくことが重要。</p> |
| <p>第6 その他</p> <p>1 屋上</p> <p>(1)屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)保守点検が行いやすく計画するとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。</p> <p>(3)地域の景観等を考慮した形状において計画する</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、避難者数を想定して屋上の強度を確認することが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>ことも有効である。</p> <p>(4)屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>(5)屋上への出入口は、児童が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>(6)塔屋等のタラップについては、児童が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。</p> <p>4 手すり</p> <p>(1)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さと十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、児童の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、児童が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廊下・階段等の手すりは、児童が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。</u></p> | <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p> <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p> <p><津波>屋上への避難を想定する場合、高齢者用に二段手すりを整備することも有効である。</p> |
| | | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(3)階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。</p> <p>(4)手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。</p> <p>(5)必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある児童や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | |
| <p>第6章 屋外計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育的環境の向上</p> <p>(1)防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。</p> | <p>(1)防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。<u>特に、屋外に避難路※を計画する場合においては、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状とするとともに、滑りにくい仕上げとすることが重要である。</u></p> <p><u>※避難路・・・避難する際に通行する道路、通路、階段そのもの。一方、避難経路は、ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる</u></p> | <p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| (新設) | <p><u>道筋を言う。</u></p> <p><u>(2)津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。</u></p> | <津波>車いすの利用者の円滑な避難のため、高台等への避難路には階段ではなくスロープを採用することが望ましい。この場合のスロープは、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配とすることが望ましい。 |
| (新設) | <p><u>(3)階段やスロープの上り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないよう、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。</u></p> <p><u>(4)（略）</u></p> | <津波>車いすの利用者が会談により避難する場合には、滞留が生じないよう上り口を広く確保することが望ましい。 |
| (2)屋外における活動内容及び学年段階に応じた児童の人体寸法、動作寸法、行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。 (3)現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することが望ましい。 (4)校舎の屋上、壁面、テラス、ベランダなどについて緑化することが、環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。 (5)環境を考慮した学校施設としての取り組みとして、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。 (6)手洗い、うがい等のための設備を設置する空間 | <p><u>(5)（略）</u></p> <p><u>(6)（略）</u></p> <p><u>(7)（略）</u></p> <p><u>(8)（略）</u></p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>を屋外との主要な出入口近傍に計画することが望ましい。</p> <p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)運動の種類、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。</p> <p>(2)学校開放時の利用も考慮し、クラブハウス、運動器具庫、水栓等の配置、便所、更衣室等の附属施設との連絡等に留意して計画することが重要である。また、必要に応じ、周辺住民等への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>(3)必要に応じ、日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。</p> <p>(4)屋上に運動施設を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)避難所となる場合には、断水時でも便所が利用できるよう、マンホールトイレを整備することも有効である。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p><避難所>既存のトイレの数では対応できない場合や、一部のトイレが利用できなくなる場合も考慮し、屋外のマンホールトイレ等の複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>3 低学年用屋外運動場</p> <p>(1)必要な面積、形状等を備えた低学年専用の運動場を計画することが望ましい。</p> <p>(2)低学年児童の学習・生活領域に近接させて計画することが望ましい。</p> <p>(3)運動場の各部は、児童のみで利用しても十分な安全性を確保できるよう留意して計画することが重要である。</p> <p>(4)芝生を用いる場合には、気候・土壤条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。</p> <p>(5)固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、十分安全であるとともに、運動技能の向上につながるよう計画することが望ましい。</p> <p>(6)揺れ、回転、滑降等を伴う固定施設等の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p> |
| <p>4 屋外プール</p> <p>(1)水槽部分は、利用内容等を考慮し、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。</p> <p>(2)水深については、急激な変化のない適切な深さとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>とすることも有効である。</p> <p>(3)低学年児童が楽しく遊ぶことができるような形狀等を工夫したプールを計画することも有効である。</p> <p>(4)水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。</p> <p>(5)プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。</p> <p>(6)適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。</p> <p>(7)プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。</p> <p>(8)附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、児童等が利用しやすいよう配置することが重要である。</p> | <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8)（略）</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(9)必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。</p> <p>(10)周囲に、遮へい板、囲障壁等の施設を設けることが重要である。また、防犯設備の設置も有効である。</p> <p>(11)利用期間の延長や見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点からも有効である。</p> <p>（新設）</p> | <p>(9)（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p><u>(12) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</u></p> | <p><避難所>災害による断水時の洗浄機能を確保するため、プールの水の利用を検討することが重要。</p> |
| <p>第5 その他の屋外施設</p> <p>1 門</p> <p>(1)通行部分の幅は、児童の通行量が最大となる時間帯の通行密度を勘案して十分確保することが重要である。</p> <p>(2)門廻りの囲障等の仕様、配置等に留意しつつ、必要に応じ、門扉を境界線より後退させて配置することが望ましい。</p> <p>(3)門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>(4)学校が地域の中で果たす象徴的役割を表現することのできるような象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。</p> <p>(5)不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターфон等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。</p> <p>(6)見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。</p> <p>(7)外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。</p> <p>（新設）</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8)避難所等となる場合においては、避難所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u></p> | <p><共通>案内看板の設置等により緊急避難場所又は避難所であることを明示しておくことが重要。</p> |

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性能

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(1)児童等が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)大地震動後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。</p> <p>(3)多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。</p> <p>(4)必要となる空間、設備等の改造等に対し構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大地震動後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。<u>また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p><避難所>施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p> |
| <p>第2 上部構造 (新設)</p> | <p><u>5 洪水、高潮、津波に対する設計</u> 学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、児童等が校舎等建物の屋</p> | <p><津波>屋上等への避難を想定する場合は、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないことが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p><u>5 その他</u></p> <p>(1)建物から突出する部分は、必要な耐震、耐風、耐寒冷性等を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)広い面積を有する屋根は、各構成部材に十分な強度を有するものを使用し、各部材相互を確実に繋結することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>3 非構造部材等の耐震化対策</p> <p>屋内運動場や校舎等における天井材、体育器具、照明器具、電気・機械設備機器、家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</p> | <p><u>上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。</u></p> <p><u>6 その他</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>3 (略)</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> <p><避難所>施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>第5 その他</p> <p>1 建物付設物</p> <p>(1)塔屋、高架水槽、屋外突出煙突等の建物付設物は、設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。</p> <p>(2)建物との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(3)建物の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎、建物との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p><共通>非構造部材を含め十分な耐震性能を有することが重要。</p> |
| <p>第8章 設備設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>3 機能性</p> <p>(1)学習、生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう平面計画、各室計画等と総合的に計画し、設計することが重要である。その際、必要に応じて、障害者や高齢者の利用を考慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>(2)将来の学習内容・学習形態等の変化に伴い必要とされる機能の変化、住民の生涯学習への利用の増加等に柔軟に対応することができるよう十分な弾力性を確保して計画し、設計することが望ましい。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(3)環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。</p> <p>(4)必要に応じ、地震災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽、浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備、避難住民のための便所等について計画することも有効である。</p> | <p>(3)（略）</p> <p>(4)<u>災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u></p> | <p><避難所>避難生活に必要となる情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、代替手段も含め手対策を講じることが重要。</p> |
| <p>5 効率性</p> <p>(1)各室・空間の利用内容、利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給することができるよう平面計画及び各室計画と併せ総合的に検討して計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮して計画し、設計することが重要である。</p> <p>(3)太陽熱給湯や太陽光発電、風力発電等については、導入規模、維持管理方法、休暇期間中の対応などを十分考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(4)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</p> <p>(5)節水型機器の導入、雨水の便所洗浄水や校庭散水への利用、プール水の循環利用、排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫を検討することが望ましい。</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（他の部分へ移動）</p> <p>(4)（略）</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>第2 照明設備</p> <p>2 室内照明設備</p> <p>(1)各室・空間の照明の方式、器具の種類、配列及び設置位置は、当該各室・空間の面積、形状等に応じ、適切に設定し、設計することが重要である。</p> <p>(2)授業時などにおいて児童が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は、照明の光源が直接児童等の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し、向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。</p> <p>(3)コンピュータ教室、視聴覚教室等の室・空間の照明設備は、コンピュータや視聴覚教育メディアのディスプレイ画面等への光源の映り込みを防止することができるよう照明の方法及び照明器具の種類を適切に設定し、ディスプレイ等の機器の配置に応じ適切に配列することが重要である。</p> <p>(4)視聴覚教育メディアを頻繁に活用する室・空間の照明設備は、必要に応じ適宜室内各部の照度を調節することができるよう設計することが望ましい。</p> <p>(5)照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じることが重要である。特に、運動を行う室・空間の照明設備は、破損・落下防止の措置を講じるとともに、活動の支障とな</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| らない位置に堅固に取り付けることが重要である。 (新設) | <u>(6)災害時の利用も踏まえ、自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。</u> <u>(7)避難所となる場合には、居住スペースとなる部分について、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないよう、調光機能付きの照明とすることも有効である。</u> | <避難所>災害による停電時も電気が使えるよう、自家発電設備を整備することは有効。 |
| (新設) | (1) (略) (2) (略) | <避難所>避難所の居住スペースとなる部分には、調光機能付きの照明を整備することも有効。 |
| 3 屋外照明設備 (1)外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状況等を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。 (2)照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。 (3)防犯を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として建物、前庭部等をライトアップする常夜灯を設置することも有効である。 (新設) | <u>(3)防犯や防災を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として建物、前庭部等をライトアップする常夜灯を設置することも有効である。</u> <u>(4)避難路については、夜間等に停電した場合にお</u> | <津波>夜間の停電時にも安全に避難できるよう、避難路にソーラーライト等を設置することが望ましい。 |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>第3 電力設備</p> <p>2 受変電設備等</p> <p>(1)受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。</p> <p>(3)受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定して行うことが重要である。</p> <p>(4)受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(他の部分から移動)</p> | <p><u>いても安全に避難できるよう照明等を計画するこ とが望ましい。</u></p> <p>2 受変電設備、自家発電設備等</p> <p>(1)受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。</p> <p>(2)避難所となる学校施設においては、災害による停電時にも照明などに電気が使えるよう、自家発電設備を整備することも有効である。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。</p> <p>(5)受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。</p> <p>(6)太陽光発電設備を整備する場合には、停電時ににおいても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。</p> <p>(7)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</p> | <p><避難所>災害による停電時も電気が使えるよう、自家発電設備を整備することは有効。</p> <p><避難所>太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--------------------------------|
| (5)配線の系統は、用途等に応じ、適切に区分して設計することが望ましい。 | (8)（略） | |
| 第4 情報通信設備 | | |
| 2 音声系設備 | | |
| (1)拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に、堅固に取り付けることが重要である。 | (1)（略） | <共通>停電にも対応できる校内放送設備を整備することが重要。 |
| (2)受信側で音量を任意に調節することができるよう設計することが重要である。 (新設) | (2)（略） <u>(3)非常時に児童等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。</u> | |
| (3)屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。 | (4)（略） | |
| 3 情報系設備 | | |
| (1)校内電話、インターフォン、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。 | (1)（略） | |
| (2)特別教室、運動施設その他管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、校内電話等の通信設 | (2)（略） | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>備を設けることが望ましい。</p> <p>(3)コンピュータ、視聴覚教育メディア等のネットワークを構築する場合には、ネットワークに組み込まれる各室・空間に、情報用のアウトレットやコンセントを適切に配置することが重要である。</p> <p>(4)室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。</p> <p>(新設)</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> <p><u>(6)非常時においては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p> <p><u>(7)避難所となる場合には、災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話※等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。</u></p> <p>※特設公衆電話・・・災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無</p> | <p><共通>災害に関する初期情報を的確に入手し、迅速な避難行動につなげるため、防災行政無線の設備を備えておくことが重要。</p> <p><避難所>非常時においても行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を備えておくことが有効。</p> <p><津波>救助までの間を緊急避難場所で過ごすため、情報通信機器を容易に持ち出して使えるようにしておくことが重要。</p> <p><避難所>避難者が安否確認や情報収集を行うことができるよう、特設公衆電話等の情報通信環境の整備が重要。</p> |
| | | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>第5 給排水設備</p> <p>1 給水設備</p> <p>(1)受水槽、高架水槽等は、学習、生活等において利用する水の量を児童数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。</p> <p>(2)飲料水用の水槽の設置については、衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し、周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。</p> <p>(3)水栓の個数、配置及び配管の経路は、利用状況に応じ、効率的かつ支障なく水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。</p> <p>屋外における教育活動の実施を考慮し、必要に応じ、普通教室、特別教室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。</p> <p>また、飲料用の浄化装置等を備えた水道についても、必要に応じ設置を検討することが望ましい。</p> <p>(4)散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、利用しやすく、児童等の運動や学習・生活活動に支障を生じないよう適切に位置を選定し、設計することが重要である。</p> | <p><u>料で利用できる公衆電話</u></p> <p>(1)受水槽、高架水槽等は、学習、生活等において利用する水の量を児童数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。<u>また、災害時の利用も考慮して整備することも有効である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p><避難所>災害時には断水となる可能性が高いことから、耐震性貯水槽、プールの水の浄水装置などにより飲料水を確保することが重要。</p> |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| (新設) | <u>(5)消防用水や生活用水として、雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは、災害時にも有効である。</u> | <避難所>災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため、プールや雨水貯留槽の水を利用することは有効。 |
| 2 排水設備 (1)当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理することのできる排水方式を計画し、設計することが重要である。 (新設) | (1) (略) <u>(2)下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) | <避難所>下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。 |
| (2)浄化槽等を設ける場合には、児童数及び教職員数、地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力をもつよう設計することが重要である。 (3)浄化槽、配管経路等は、雨水が流入し、又は汚水が流出することのないよう適切な構造とすることが重要である。 (4)浄化槽等の設置は、清掃車が駐車することができる部分との連絡がよい位置を選定し、周辺に管理作業上必要な空間を確保することが重要である。 (5)理科教室等においては、簡易廃液処理装置等の設備を設置することが重要である。 (6)調理室においては、バスケットを備えたグリー | | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>ストラップ等の設備を設置することが重要である。</p> <p>第6 空気調和設備</p> <p>3 冷暖房設備</p> <p>(1)当該各室・空間の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。</p> <p>(2)設置する各室・空間の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、冷暖房の負荷を適切に設定し、方式、規格、数等を計画し、設計することが重要である。</p> <p>(3)設置位置は、当該各室・空間の形状、机などの配列等に応じ、適切に決定することが重要である。</p> <p>(4)冷暖房の運転及び調節の方法、機器の安全性を十分検討し、適切に仕様を設計することが重要である。</p> <p>(5)屋内運動場を体育活動や儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討した上で、暖房設備の設置を計画することが望ましい。</p> <p>(6)保健室は、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>保健室や特別支援学級関係室等は、地域の実態等に応じ、暖房設備又は冷房設備の設置を計画することが重要である。</u></p> | |

| 小学校施設整備指針（現行） | 小学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| (新設) | <p><u>(7)災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。</u></p> <p><u>(8)避難所開設時には、冷暖房設備を設置した部屋を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。</u></p> | <避難所>再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備を整備することも有効。 |
| (新設) | | <避難所>高齢者、障害者、妊産婦のために、個別の温度調整などきめ細やかな対応ができるように配慮することが望ましい。 |
| 第9章 防犯計画 第3 建物の防犯対策 3 避難経路 (1)非常時に児童等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。 (2)通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の <u>避難時</u> には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。 | <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画することが重要である。</u></p> | <共通>パニックオープン等の仕組みの導入等により、学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所又は避難所となる屋内運動場や校舎等の屋上等に、速やかな避難ができることが重要。 |